

休日当番医について

前回に理事会終了以来、理事会メーリングリストを通じて

多くのご意見を頂きました。誠にありがとうございました。

基本的にいわゆる繁忙期（年末年始（12/31-1/3）及び冬季のインフルエンザ流行期（12月～2月の日祭日）にのみ当番医をたてるとの方針では皆さんの意見としては、ほぼ一致しているものと存じます。

当番医の対象についてですが現実的には今まで休日診療センター出務をして頂いている内科系の先生方をお願いするほかにはないと考えております。在宅当番医がどうしてもできない先生はかわりに病院群の当番医に出務して頂くといったご意見もいただきました。ただしご高齢の先生方には病院での電子カルテなどの操作に難があり事実上困難だったことも現実としてあります。

小児科 耳鼻咽喉科 眼科と精神科病院の先生方には広域の当番医をして頂いておりますので在宅当番医は除外させていただくとして、皮膚科、整形外科、婦人科、精神科クリニック 脳神経外科 泌尿器科などすべて一律に当番医をお願いするのはやはり困難なのではないでしょうか。

ただし医師会会員全員で応分の負担をお願いするのが原則であることに異論はございません。前回の理事会でもご意見がありましたように在宅当番医に参加できない先生方には介護保険認定審査会や今後始まるC o v i d 19 ワクチン予

防接種、その他の出務等、応分にご負担して頂くようお願いをするべきでしょう。

日程は年末年始（12/29-1/3：6日 ※年により多少日数変動有）

12月5（日）12（日）19（日）26（日）

1月9（日）10（月：祝）16（日）23（日）30（日）

2月6（日）13（日）20（日）23（木：祝）27（日）（14日）

基本的に年末年始の当番は独立して充てることとしたほうが良いでしょう。

現在内科系で休日急患センター出務してある医療機関は26ですがそのうち年末年始を含む休日在宅当番医困難と言われている医療機関が3ですので実質23医療機関で休日在宅当番医を担うことになります。

外科系は整形外科7産婦人科3泌尿器科2外科1脳神経外科1の計14です。

現実的にこの数で在宅当番医を負担するのは難しいのではないのでしょうか。

病院群は5で現在、嶋田病院：休日 丸山病院：月1回 GW 盆 年末年始

聖和記念病院:盆 年末年始 神代病院：月2回 GW 盆 年末年始

協和病院：GW 盆 年末年始 です。

会員のみなさんには当番医に関するアンケートをとるべきと存じますが、本日の検討内容を踏まえて早急に作成したいと存じます。

文責 救急災害医療担当理事 田中 英二